

## 平成26年度市職員の給与・定員管理等の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

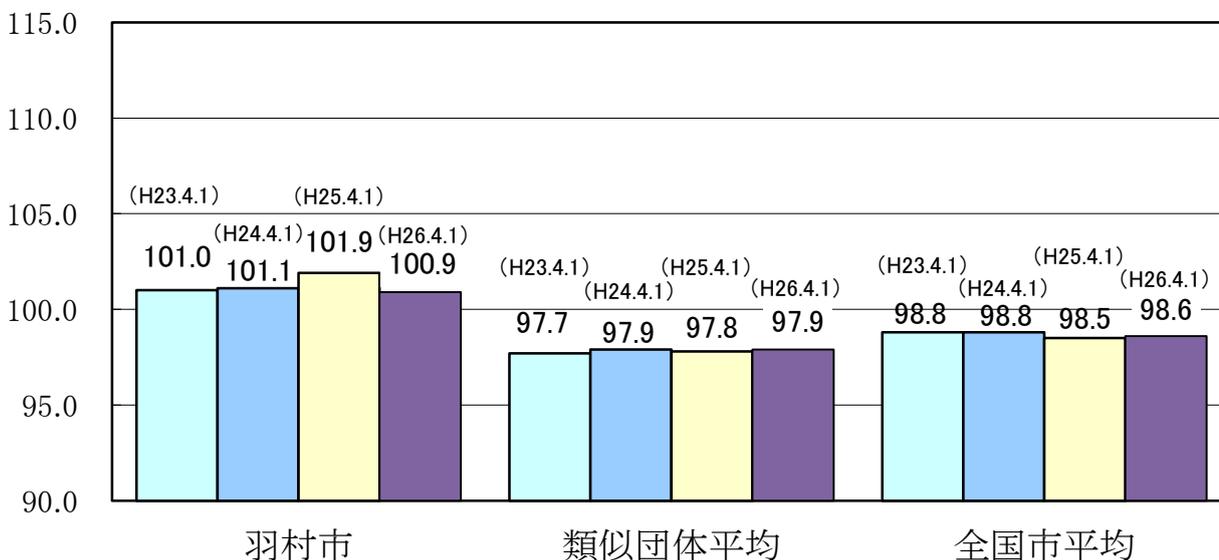
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 56,837	千円 20,846,934	千円 591,703	千円 3,456,470	% 16.6	% 17.4

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 314	千円 1,285,700	千円 363,809	千円 515,516	千円 2,165,025	千円 6,895	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当および児童手当を含みません。  
 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。(給与実態調査数値)  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数が多い職員が管理職に就くケースが多いことが、ラスパイレス指数を引き上げる要因となっている。今後、該当職員の退職等で長期的には減少していく見込みである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、東京都人事委員会勧告の内容を踏まえ、平均1.7%引下げた上で、現給の同額または直近下位の金額へ号俸の切替えを行った。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、10%を支給。  
(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%
羽村市の支給割合	11%	—	10%

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽村市	43.3 歳	343,587 円	432,272 円	407,290 円
東京都	41.8 歳	325,565 円	456,418 円	414,392 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
羽村市	47.8 歳	9 人	328,444 円	404,581 円	381,067 円
清掃職員	—	0 人	—	—	—
守衛	48.7 歳	4 人	325,000 円	401,825 円	368,975 円
自動車運転手	—	1 人	—	—	—
その他	48.8 歳	4 人	335,200 円	395,950 円	393,800 円
東京都	47.9 歳	1,574 人	300,336 円	402,439 円	367,462 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円

区分	民間			参考 A/B	(参考)年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
守衛	守衛	58.1 歳	257,800 円	1.56	6,344,400 円	3,495,400 円	1.82
自動車運転手	自動車運転手	52.1 歳	319,100 円	—	— 円	4,228,500 円	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成23年～25年の3年平均)。  
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。  
 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		羽村市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	181,200 円	181,200 円	172,200 円
	高 校 卒	142,700 円	142,700 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	252,150 円	372,078 円	401,825 円	419,280 円
	高 校 卒	—	306,000 円	—	395,300 円
技能労務職	高 校 卒	—	299,150 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

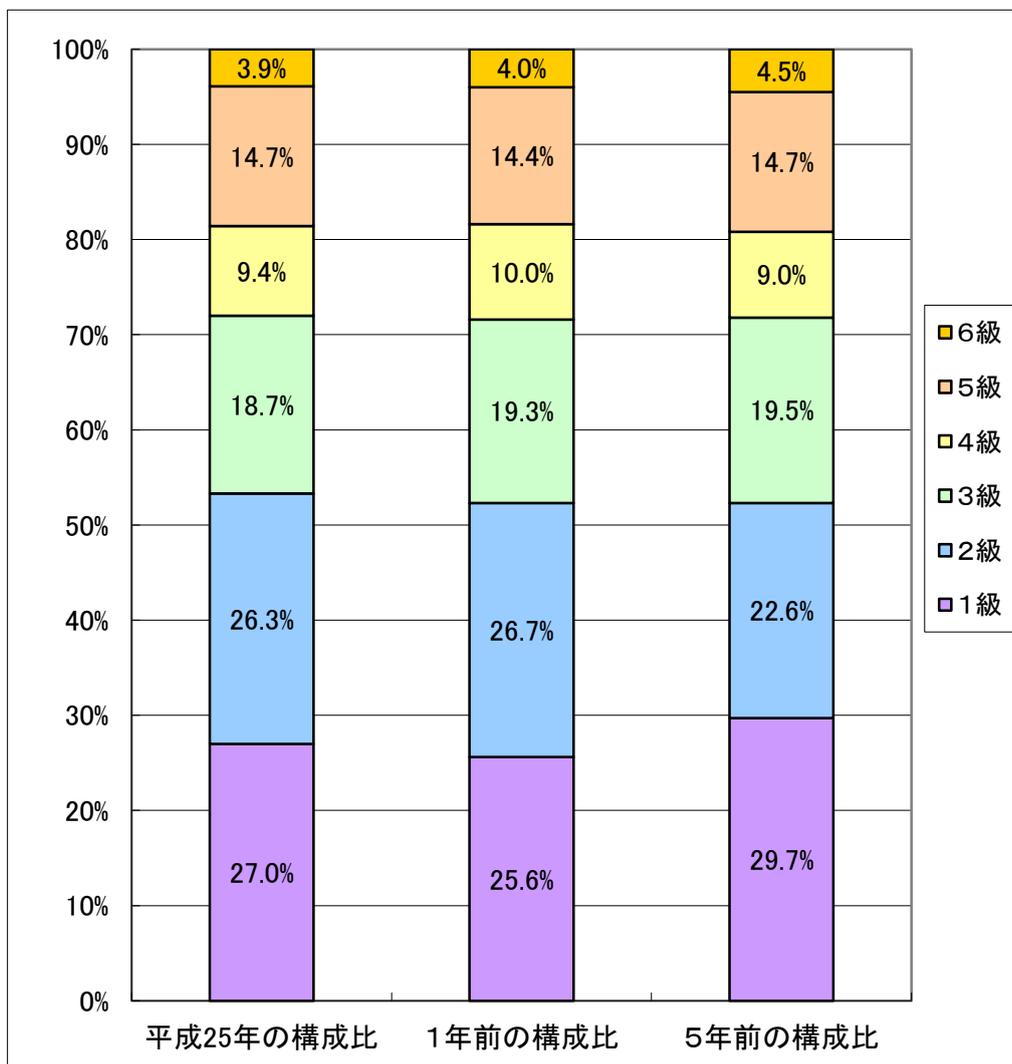
(注) 諸手当は含まれていません。 — は、該当者がいません。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	部長職	11人	3.9%	501,000円	534,000円
5級	課長職	41人	14.7%	287,800円	461,400円
4級	課長補佐職	26人	9.4%	258,600円	429,500円
3級	係長職	52人	18.7%	224,900円	411,900円
2級	主任職	73人	26.3%	201,100円	369,300円
1級	主事職	75人	27.0%	138,300円	336,600円

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表（一）の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



注) 5年前の区分は現行と異なるため、現行にあわせて表記しています。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当（平成26年4月1日現在）

羽村市	東京都	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,578 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 未公表
(25年度支給割合) 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.25 月分 ( 1.55 )月分 ( 0.55 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

羽村市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.75 月分	26.83 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	31.83 月分	35.50 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	46.58 月分	49.73 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	49.73 月分	49.73 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20% 退職時特別昇給(公務上の死亡、整理退職等) 1人当たり平均支給額 自己都合 916 万円 勸奨・定年 2,202 万円			○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当

###### (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		182,999 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度)		504,129 円	
支給対象地域	支給率	25年度支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	11.0 %	363 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		105.7	
(ラスパイレース指数)		100.9	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

企業会計を含む全会計分です。

##### (4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)
行旅病死人取扱手当	福祉事務職員	行旅病人、行旅病死人又は変死人等の取扱作業	0円
			左記職員に対する支給単価
			1回10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	118,881 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	387 千円
支給実績 (24年度決算)	93,226 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	299 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円	異なる	配偶者 13,000 円	37,687 千円	235,544 円
	配偶者以外の扶養親族 各6,000 円		配偶者以外の扶養親族 各6,500 円		
	16歳～22歳の子(加算) 各4,000 円		16歳～22歳の子(加算) 各5,000 円		
管理職手当	給料月額に対する支給割合 15/100～18/100	異なる	職務に応じて定められた額	46,555 千円	862,130 円
住居手当	35歳未満の賃貸住宅 15,000 円	異なる	借家等 支給限度額 27,000 円	2,971 千円	156,368 円
通勤手当	公共交通機関 6月分一括支給	異なる	公共交通機関 6月分一括支給 1ヵ月あたりの支給限度額 55,000 円	11,525 千円	63,324 円
	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給		交通用具使用者 通勤距離に応じて支給		

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長	752,250 円 ( 885,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円/ 440,000 円
	副市長	688,500 円 ( 765,000 円 )	830,000 円/ 375,000 円
報酬	議長	520,000 円 ( 520,000 円 )	698,000 円/ 310,000 円
	副議長	450,000 円 ( 450,000 円 )	620,000 円/ 245,000 円
	議員	430,000 円 ( 430,000 円 )	560,000 円/ 222,000 円
期末手当	市長 副市長 収入役 議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.95 月分  ※加算措置有(20%)	
退職手当	市区町村長	885,000円×在職年数×400/100	1期の手当額 1,416万円
	副市長	765,000円×在職年数×300/100	1期の手当額 918万円

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

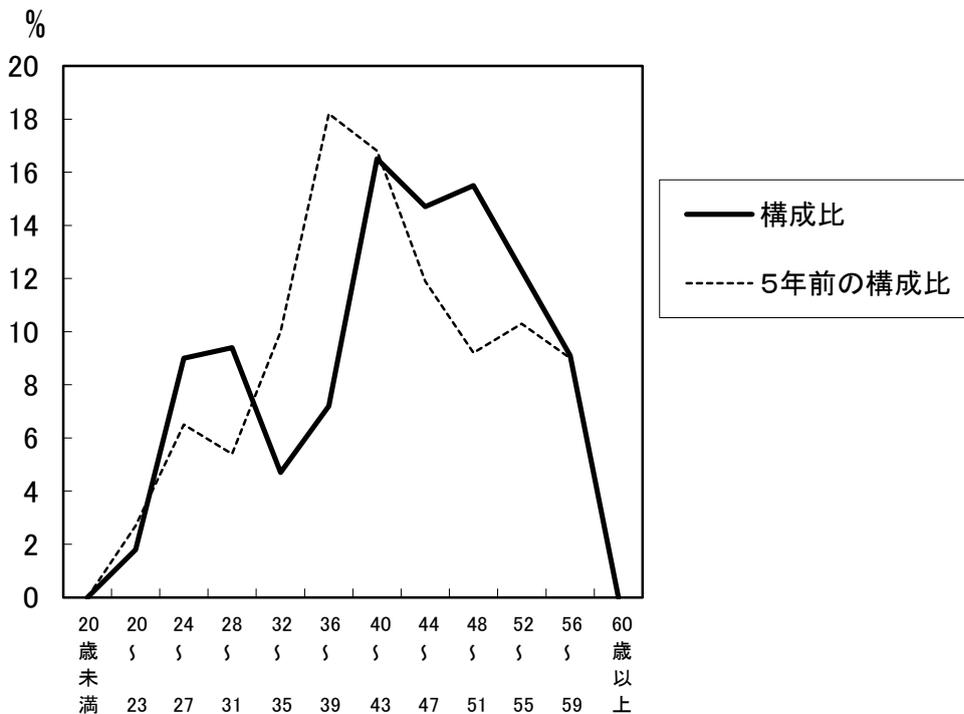
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	総務：市史編さん室の新設及び配置人員の増 商工：産業振興計画担当新設による増 民生：市立保育園の配置人数の減
		総務	97	104	7	
		税務	26	26	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	6	8	2	
		土木	32	31	▲ 1	
		民生	75	67	▲ 8	
衛生	26	26	0			
	計	270	270	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)	
	教育部門	45	43	▲ 2	国体推進室の廃止による減	
	消防部門	—	—			
	小 計	315	313	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	水道	11	11	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	20	21	1		
	小計	36	37	1		
合 計		351 [ 430 ]	350 [ 430 ]	▲ 1 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.58 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
 3 一部事務組合派遣職員を除き、教育長を加えた職員数です。  
 4 地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在：一般行政職）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	25人	26人	13人	20人	46人	41人	43人	34人	25人	0人	278人

(3) 職員数の推移

(単位：人、%)

部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
		職員数	288	282	277	277	270	
教育	職員数	44	43	43	44	45	43	▲1 (▲2.3%)
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—
公営企業等	職員数	36	36	36	35	36	37	1 (2.8%)
計	職員数	368	361	356	356	351	350	▲18 (▲4.9%)

(注) 各年における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数です。教育長含む。

## 7 公営企業職員の状況

### 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 867,770	千円 19,067	千円 95,292	% 10.98%	% 10.11

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 11	千円 45,963	千円 12,686	千円 18,836	千円 77,485	千円 7,044

(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当および児童手当を含みません。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。(再任用含む)

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
羽 村 市	44.8 歳	404,757 円	546,840 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計です。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当等の状況

水道事業職員の手当等の制度は、市の職員の制度と同じ制度です。